

令和7年第11回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

- 1 開催日時 令和7年11月7日(金)午後3時00分から午後3時10分
- 2 開催場所 栄町役場庁舎5階大会議室
- 3 出席委員(8名)

会	長	8番	増田	榮
委	員	1番	長崎	光男
		2番	朝倉	友子
		3番	鈴木	憲司
		4番	野村	斗士夫
		5番	川崎	重克
		6番	藤崎	賢治

- 4 欠席委員 7番 長谷川 貴子

- 5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

その他

- 6 出席職員

農業委員会事務局長 小川 浩昭

農業委員会事務局主事補 鈴木 亜衣人

- 7 農地利用最適化推進委員(10名)

八田羽 靖、竹内 邦夫、池田 英治、藤崎 進、麻生 新治、
大見川 正明、後藤 良和、山田 敏文、埜寄 久雄、塩田一雄

◎開会

午後 3 時 0 0 分開会

○事務局長（小川浩昭）

それでは、始めさせていただきます。起立、礼。

○議長（増田榮）

ただ今より、令和 7 年第 1 1 回栄町農業委員会総会を開会します。

本日の委員 8 名中 7 名出席ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、総会は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（増田榮）

議事日程第 1 の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（増田榮）

それでは、1 番長崎委員、2 番朝倉委員にお願いします。

◎会議書記の指名

○議長（増田榮）

議事日程第 2 の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の鈴木氏を指名します。

○議長（増田榮）

それでは議事に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とし、整理番号 1 から整理番号 3 までは、譲受人が同一の世帯のため一括して、事務局の説明を求めます。

なお、この案件については、鈴木委員に関連する議案ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、ここで退席をお願いします。

（鈴木委員退席）

○事務局長（小川浩昭）

それでは、1 ページ 議案第 1 号 整理番号 1 から整理番号 3 までについて、ご説明いたします。

場所については、2 ページをご覧ください。

農地の所在は、整理番号 1 と 2 は、安食字前新田、地目は登記簿が畑、現況は田、面積は 1, 6 7 9 m²で、整理番号 3 が、安食字前新田、地目は登記簿が原野、現況は田、面積は 8, 0 7 0 m²になります。

譲渡人、譲受人及び経営面積は、記載のとおりです。

本件は、農地の売買により所有権移転を目的として、農地法第 3 条の許可を申請したものでございます。

譲受人の労力総数は4人、申請事由は、譲渡人が相続した農地の処分、譲受人が規模拡大になります。

それでは、農地法第3条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第1号の全部効率利用要件及び同項第4号の農作業常時従事要件は問題ないと思われます。

次に、譲受人は農業法人以外の法人ではなく、また、信託行為ではないので、同項第2号の法人要件及び同項第3号の信託の禁止には該当いたしません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第5号の転貸等の禁止には該当いたしません。

最後に、同項第6号の地域との調和要件ですが、申請地は水田として利用されていて、許可後も水稻を作付けする計画であり、問題はないと思われます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（増田榮）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を朝倉委員から報告願います。

○朝倉委員

申請された農地について、現地を確認してまいりましたので、報告させていただきます。

申請地は、譲受人が耕作している農地に隣接したところになり、購入後も水稻を作付けする計画であり、特に問題はないと思われます。以上です。

○議長（増田榮）

続いて、農地利用最適化推進委員の八田羽さんから、ご発言がありましたらお願いします。

○八田羽推進委員

特に問題ないと思います。

○議長（増田榮）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。ありませんか。

（挙手なし）

○議長（増田榮）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

まず、議案第1号 整理番号1と整理番号2は、共有者の農地のため、一括して採決を行いたいと思います。

議案第1号 整理番号1と整理番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（増田榮）

挙手全員、よって、議案第1号 整理番号1と整理番号2については、許可するこ

とに決定しました。

○議長（増田榮）

次に、議案第1号 整理番号3について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（増田榮）

挙手全員、よって、議案第1号 整理番号3については、許可することに決定しました。

鈴木委員は、入室して着席をお願いします。

（鈴木委員着席）

○議長（増田榮）

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（小川浩昭）

それでは、3ページ、報告第1号について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、4ページと5ページをご覧ください。

整理番号1、農地の所在が西字中割 地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は376㎡他10筆で、合計4,221㎡です。

貸付人、借受人、解約の成立日、土地の引き渡し日及び解約の通知日につきましては、記載のとおりになります。

本件は、使用貸借契約により借受人が耕作してきた農地について、貸付人と借受人が話し合いの結果、双方合意のうえ契約を解除し、農地を貸付人に返すということで、その旨を書面で農業委員会に通知してきたものでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（増田榮）

この案件は、報告だけで採決しませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。ありませんか。

（挙手なし）

○議長（増田榮）

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長（増田榮）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（増田榮）

なければ、以上をもちまして令和7年第11回総会を閉会します。

○事務局長（小川浩昭）
起立、礼、ご苦勞様でした。

午後 3 時 1 0 分閉会